

重要事項説明書

利用者： _____ 様

北斗防災サービス株式会社 訪問看護事業部
訪問看護ステーション ほくと

介護予防訪問看護・訪問看護・指定訪問看護の重要事項説明書

【令和 7 年 3 月 1 日 現在】

1. 概要

1) 事業所の概要

事業所名	訪問看護ステーション ほくと
所在地	北海道北斗市飯生1丁目13番29号
電話番号	0138 - 74 - 3771
FAX番号	0138 - 74 - 3772
介護保険指定番号	0161590161
管理者名	八木橋 真吾
サービスを提供できる地域	北斗市 七飯町 函館市(旧函館市街)

2) 営業時間

平日	午前 8 時 30 分 ~ 午後 5 時 30 分
土・日曜日	休み
年末年始休業	12 月 29 日 ~ 1 月 3 日

※ 24時間連絡体制を実施しております。営業時間外の緊急対応、ご相談は

4)記載の電話番号でうけたまわります。

※ 必要に応じて、通常営業時間外の訪問も対応致します。

3) 当事業所の職員体制

	常 勤	非 常 勤	計
管理者	1 名	0 名	1 名
看護師	5 名	1 名	6 名
准看護師	1 名	0 名	1 名
理学療法士	1 名	0 名	1 名
作業療法士	1 名	0 名	1 名

4) 夜間及び緊急時連絡

0138 - 74 - 3771

2. 事業目的 運営方針等

【事業目的】

健康保険法その他関係法令及び本契約に従い、利用者様に対して看護サービスを提供し、居宅において利用者様が有する能力に応じた、可能な限り自立した生活を確保することができるように支援することを目的とします。

【運営方針】

利用者様の心身の状態に応じた適切なサービスを提供します。事業の実施に当たっては、人員の確保、教育指導に努め、利用者様個々の主体性を尊重し、地域の保健医療、福祉との連携のもと総合的なサービスの提供に努めます。

3 . サービスの内容

- 1) 一般状態の観察(呼吸、血圧、脈拍、体温など)
- 2) 日常生活の看護(清拭、洗髪等による清潔保持、入浴介助、食事・排泄介助等)
- 3) 医師の指示による医療処置(褥瘡などの処置、吸引、人工呼吸器、胃瘻、在宅酸素、留置カテーテルなどのチューブ類の管理、点滴薬剤及び服薬管理等)
- 4) 認知症の看護(認知症の介護相談、悪化防止・事故防止の助言等)
- 5) 精神的支援をはじめ総合的な看護
- 6) 住まいの療養環境の調整と支援
- 7) ターミナルケア(苦痛の緩和と看護)
- 8) 精神症状の観察
- 9) 内服管理及び内服コントロール
- 10) 全身状態を観察しながら個別的なりハビリテーションを提供(看護師及び理学療法士等)
- 11) その他

4 . 利用料金

1) 利用料

- 訪問看護費・介護予防訪問看護 (1回につき)
-

【介護保険】			料金		ご利用者様負担額						
					1割負担		2割負担		3割負担		
基本 項目	看護職員が行う (准看護師を除く) 訪問看護	20分未満	3,140	円	314	円	628	円	942	円	
		30分未満	4,710	円	471	円	942	円	1,413	円	
		30分以上1時間未満	8,230	円	823	円	1,646	円	2,469	円	
		1時間以上1時間30分未満	11,280	円	1,128	円	2,256	円	3,384	円	
	看護職員が行う (准看護師を除く) 介護 予防訪問看護	20分未満	3,030	円	303	円	606	円	909	円	
		30分未満	4,510	円	451	円	902	円	1,353	円	
		30分以上1時間未満	7,940	円	794	円	1,588	円	2,382	円	
		1時間以上1時間30分未満	10,900	円	1,090	円	2,180	円	3,270	円	
	准看護師が行う訪問看護	上記の料金のそれぞれ90/100の料金となります									
	※ 1	看護職員が行う訪問看護は、20分未満のサービスのみの利用はできません。									
	理学療法士等が行う 訪問看護	(1回20分)	2,940	円	294	円	588	円	882	円	
		(2回40分)	5,880	円	588	円	1,176	円	1,764	円	
		(3回60分)	7,950	円	795	円	1,590	円	2,385	円	
	理学療法士等が行う 介護予防訪問看護	(1回20分)	2,840	円	284	円	568	円	852	円	
		(2回40分)	5,680	円	568	円	1,136	円	1,704	円	
		(3回60分)	4,260	円	426	円	852	円	1,278	円	
※ 2	夜間(18時～22時)・早朝(6時～8時)は25%加算、深夜(22時～6時)は50%加算となります。(2回目)										
※ 3	理学療法士等が行う予防訪問看護は、12か月を超えると1回につき減算になります。										
※ 4	理学療法士等が行う訪問看護のみのご利用はできません。										
			料金		ご利用者様負担額						
					1割負担		2割負担		3割負担		
加算 項目	初回加算(Ⅰ)	初回のみ	3,500	円	350	円	700	円	1,050	円	
	初回加算(Ⅱ)	初回のみ	3,000	円	300	円	600	円	900	円	
	緊急時訪問看護加算	1月につき	6,000	円	600	円	1,200	円	1,800	円	
	特別管理加算(Ⅰ)	1月につき	5,000	円	500	円	1,000	円	1,500	円	
	特別管理加算(Ⅱ)	1月につき	2,500	円	250	円	500	円	750	円	
	退院時共同指導加算	1回につき	6,000	円	600	円	1,200	円	1,800	円	
	長時間訪問看護加算	特別管理加算の利用者に対し	3,000	円	300	円	600	円	900	円	
	複数名訪問加算	所要時間30分未満の場合	2,540	円	254	円	508	円	762	円	
		所要時間30分以上の場合	4,020	円	402	円	804	円	1,206	円	
ターミナルケア加算	死亡月	25,000	円	2,500	円	5,000	円	7,500	円		
※ 5	左記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者様のケアプランに定められた時間を基準とします。										
※ 6	退院時共同指導加算										

病院、診療所または介護老人保健施設に入院若しくは入所中の利用者様へ、主治医や看護師等が連携し在宅における必要な指導を行った場合に加算されます。

※ 7 初回加算(Ⅰ)(Ⅱ)

新規に訪問看護計画書を作成し訪問看護を提供した場合に加算されます。

(Ⅰ) ・ 病院、診療所、介護保険施設から退院又は退所した日に看護師が初回の訪問看護を行った場合

(Ⅱ) ・ 病院、診療所、介護保険施設から退院又は退所した翌日以降に初回の訪問看護を行った場合

※ 8 緊急時訪問看護加算

ご利用者様及びその家族様等からの看護に関する相談に常時対応できる体制を整え、かつ必要に応じて緊急時訪問を行える場合に加算されます。

・ご連絡の際は ①0138-74-3771 にご連絡下さい。

・上記番号が繋がらない際は ②070-4793-3774 にご連絡下さい。

・ご連絡の際は、住所地とご氏名をフルネームでお伝え下さい。

・夜間、土日祝日は①から当番看護師の電話へ転送となります。①へ10回程度鳴らして下さい。

・当番看護師は自宅での待機となりますので、臨時訪問の際は現地到着まで時間を要する場合があります。

・電話対応につきましては、看護師以外(准看護師、理学療法士等、事務員)が対応する場合がありますが、24時間対応マニュアルに従い、速やかに看護師へ報告し対応致します。

※ 9 特別管理加算(Ⅰ)(Ⅱ)

訪問看護に関して特別な管理を必要とするご利用者様に対して、訪問看護実施に関する計画的な管理を行った場合、その月の第1回目の訪問看護を行った日に加算されます。

(Ⅰ) ・ 在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理

又は在宅強心剤持続投与指導管理、若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者。

(Ⅱ) ・ 在宅酸素療法指導管理等の在宅医療を受けている方。

・ 人工肛門、人工膀胱を造設している方。

・ 真皮を超える褥瘡の状態、点滴を週3日以上行う必要がある方。

※ 10 ターミナルケア加算

在宅で死亡されたご利用者様の死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上訪問看護を行った場合に加算されます。

加算項目

○ 医療保険

【 医 療 保 険 】	料金	ご利用者様負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担

基本 項目	訪問看護管理療養費	月の初日	7,670	円	767	円	1,534	円	2,301	円	
		2日目以降	3,000	円	300	円	600	円	900	円	
	訪問看護基本療養費Ⅰ (1日につき)	週3回目まで	5,550	円	555	円	1,110	円	1,665	円	
		週4回目以降	6,550	円	655	円	1,310	円	1,965	円	
	訪問看護基本療養費Ⅱ (同一建物居住者で同一日に3人以上訪問した場合)	週3回目まで	2,780	円	278	円	556	円	834	円	
		週4回目以降	3,280	円	328	円	656	円	984	円	
	訪問看護基本療養費Ⅲ (管理療養費なし)	外泊中の訪問看護	8,500	円	850	円	1,700	円	2,550	円	
	精神科訪問看護 基本療養費Ⅰ	週3日まで	30分以上	5,550	円	555	円	1,110	円	1,665	円
			30分未満	4,250	円	425	円	850	円	1,275	円
		週4日以降	30分以上	6,550	円	655	円	1,310	円	1,965	円
30分未満			5,100	円	510	円	1,020	円	1,530	円	
精神科訪問看護 基本療養費Ⅲ (同一建物居住者で同一日に3人以上訪問した場合)	週3日まで	30分以上	2,780	円	278	円	556	円	834	円	
		30分未満	2,130	円	213	円	426	円	639	円	
	週4日以降	30分以上	3,280	円	328	円	656	円	984	円	
		30分未満	2,550	円	255	円	510	円	765	円	
精神科訪問看護基本療養費Ⅳ (管理療養費なし)	外泊中の精神科訪問看護	8,500	円	850	円	1,700	円	2,550	円		
加算 項目	24時間対応体制加算(月1回)		6,800	円	680	円	1,360	円	2,040	円	
	夜間(18-22時) 早朝(6-8時) 訪問看護加算		2,100	円	210	円	420	円	630	円	
	深夜(22-翌6時) 訪問看護加算		4,200	円	420	円	840	円	1,260	円	
	特別管理加算(月1回)	I	5,000	円	500	円	1,000	円	1,500	円	
		II	2,500	円	250	円	500	円	750	円	
	重複回数 訪問看護	1日2回の場合	4,500	円	450	円	900	円	1,350	円	
		1日3回以上	8,000	円	800	円	1,600	円	2,400	円	
	複数名訪問看護加算	看護師等(週1回)	4,500	円	450	円	900	円	1,350	円	
		看護補助者(週3回)	3,000	円	300	円	600	円	900	円	
	長時間訪問看護加算		5,200	円	520	円	1,040	円	1,560	円	
	退院時共同指導加算		8,000	円	800	円	1,600	円	2,400	円	
	特別管理指導加算		2,000	円	200	円	400	円	600	円	
	退院時支援指導加算		6,000	円	600	円	1,200	円	1,800	円	
	在宅患者連携指導加算		3,000	円	300	円	600	円	900	円	
	在宅患者緊急時等カンファレンス加算		2,000	円	200	円	400	円	600	円	
	情報提供療養費		1,500	円	150	円	300	円	450	円	
ターミナルケア療養費		25,000	円	2,500	円	5,000	円	7,500	円		
※ 1	特別管理加算(Ⅰ)(Ⅱ)										
	(Ⅰ) ・ 在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理										
	・ 在宅強心剤持続投与指導管理、在宅気管切開患者指導管理										

加 算 項 目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気管カニューレを使用している状態 ・ 留置カテーテルを使用している状態 ・ 点滴管理(連続24時間管理)
	(Ⅱ) <ul style="list-style-type: none"> ・ 人工肛門、人工膀胱を造設している方 ・ 真皮を超える褥瘡の状態にある方 ・ 点滴管理(週3日以上)
	※ 2 24時間対応体制加算(常時、緊急時の対応ができる体制を任意で申込みいただけます) 看護師の緊急訪問、緊急時電話相談
	※ 3 ターミナルケア療養費 死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上の訪問看護を行った場合
※	合計金額に10円未満の端数が出る場合は四捨五入となります。
※	健康保険・後期高齢者医療等に基づき1割～3割の自己負担金を徴収させていただきます。
※	各種公費負担金が適応となる場合は、自己負担額が減額または免除されます。

6

○ 保険適応外の料金

超過時間利用料	1回のご利用が90分を超えた場合(30分毎)	2,000 円
---------	------------------------	---------

○ その他経費

	片道2Km以内	無料
--	---------	----

交通費	片道2Km以内 5Km未満	(1回の訪問につき)	100 円
	片道5Km以内 10Km未満	(1回の訪問につき)	200 円
	片道10Km以上	(1回の訪問につき)	300 円
死後の処置料			12,000 円
点滴棒レンタル代(新型)			2,000 円 (税別)
点滴棒レンタル代(旧型)			1,000 円 (税別)
吸引器レンタル代			3,000 円 (税別)
吸引器レンタル代(日割り時)		(1日につき)	100 円 (税別)
吸引チューブ代(買取)			60 円 (税別)
医療材料(テープ類買取)			時価

1) キャンセル料金

ご利用者様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料をいただく場合があります。キャンセルが必要になった場合は至急ご連絡ください。

① ご利用日の前営業日の17時30分までにご連絡をいただいた場合	無料
② ご利用日の前営業日の17時30分までにご連絡がなかった場合	予定訪問の実費相当分

2) 料金のお支払い方法

利用料は毎月末締めとし、翌月 10日以降に料金を請求いたします。

【現金によるお支払い】

訪問時に集金し、領収書を発行いたします。

【口座振込によるお支払い】

請求書発行月の25日までに指定口座にお振込みください。なお、振込手数料はご利用者様負担とさせていただきます。

〈 お振込み先 〉 利用者様のお名前での振込みをお願いします。

北洋銀行 七重浜支店

口座名義 北斗防災サービス株式会社

口座番号 (普通)0092009

5 サービスの利用方法

1) サービスの利用開始

まずはお電話などでご相談ください。重要事項説明後に訪問看護計画を作成しサービス提供を開始します。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合には、事前に介護支援相談員とご相談ください。

2) サービスの終了

①利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までにお申し出ください。

②当ステーションの都合でサービスを終了する場合

利用者がサービス提供地以外に転居し、それによりサービスの提供持続が困難と見込まれた場合は、終了2週間前までに文書で通知いたします。

③自動終了（以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了します）

- ・利用者が介護保健施設や医療施設に入所または入院した場合（3ヶ月以上）
- ・サービスを休止して3ヶ月以上経過した場合
- ・利用者が亡くなられた場合

④その他

・入院、入所等により1ヶ月以上の利用を休止された場合、再開については当ステーションの状況により、希望される時間や曜日に対応できない場合があります。その際は、利用者に他の利用可能な時間や曜日を提示し、改めて調整させていただきます。

・当ステーションが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、利用者は文章中で中止を通知することにより、即座にサービスを終了することができます。

・サービスを提供を中止する場合

1.利用者がサービス利用料金の支払いを2か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず1か月以内に支払わない場合

2.利用者やご家族の方などが、当ステーションや当ステーションのサービス職員に対してサービスを継続し難いほどの背信行為を行った場合は、当ステーションにより文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合

3.他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合（速やかに当ステーションに申告して下さい。治癒するまで

8

サービスの利用はお断りさせて頂くことがあります。）

4. 雪や台風による天候不良時には、利用者の了承を得た上で、訪問時間や訪問日の変更をする場合

※ 保険証等について、初回利用時、保険証等の変更時更新時に確認及び複写をさせていただきます。

※ サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、年金の管理、

金銭の取扱い等はいたしません。

6 . 事故発生時の対応

- 1) 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、利用者又は利用者の家族に対して損害を賠償します。
ただし、当該損害について当ステーションの責任を問えない場合はこの限りではありません。

7 . 守秘義務

- 1) 当該事業所の従事者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者及びご家族の秘密を漏らしません。
- 2) 当該事業所の従事者であった者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者及びご家族の秘密を漏らしません。
- 3) 事業所では、利用者の医療上緊急時訪問看護の必要がある場合又はサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、あらかじめ文章による同意を得た上で必要な範囲内で利用者又はご家族の個人情報を用います。

8 . 緊急時の対応方法

サービス提供中に容体の急変等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

9 . サービスの内容についての相談・苦情などの窓口

- 1) 当事業所相談窓口【受付時間 年中無休 8時30分～17時30分】

担当者 管理者 八木橋 真吾

電話番号 0138-74-3771 FAX 0138-74-3772

- 2) その他

北斗市 民生部 保健福祉課 介護保険係

電話番号 0138-73-3111 FAX 0138-74-2510

10 . 大規模災害 発生時の備えのお願い

- 1) 大規模災害の発生に備え、各利用者さま、家族さまにおきまして、万が一の時の準備等をお願いします。
 - ①緊急避難経路、緊急避難先
 - ②連絡先の一覧(家族、病院、電気ガスなどの公共サービス、訪問看護など)
 - ③備蓄品(食料1週間分 水1週間分:1日約 2L～3L)
 - ④他防災グッズなど各自ご用意ください。

※大規模災害発生時、可能な限り看護サービスの提供は継続致しますが、一時的にサービスを中断する事もございます。ご了承下さい。

11 . 高齢者虐待防止法

近年高齢者虐待が顕在化して、深刻な状況にあり、高齢者の尊厳保持にとって高齢者に対する虐待を防止する事が極めて重要であることから、高齢者の虐待防止等に関する国などの責務、虐待を受けた高齢者の保護のための措置、家族など養護者の負担軽減などを定めています。～中略～

高齢者虐待とは次のように定められています。

(高齢者に対し)

【身体的虐待】身体に外傷が生じ、又は生じる恐れがある暴力を加える事 等

【介護の放棄放任】著しい減食、長時間放置、同居人以外による虐待の放置 等

【心理的虐待】暴言、又は著しく拒絶的な対応、著しく心理的外傷を与える 等

【性的虐待】わいせつな行為、又はわいせつな行為をさせる事 等

【経済的虐待】高齢者の財産を不当に処分、又は当該財産上の利益を得る事 等
当事業所においても高齢者虐待防止マニュアルを作成し、マニュアルに沿って対応致します。

12 . 利用者様にご準備して頂くもの

日常生活や介護に必要な物品、衛生材料は、ご自宅で準備して頂きますようお願い申し上げます。また他の必要物品がある場合、お声がけさせて頂く場合もあります。

・排泄に係る物品:おむつ、尿取りパット、お尻拭き、プラスチックグローブ
泡ソープ等

・口腔内を清潔に保つ物品:コップ、歯ブラシ、口腔用スポンジ、口腔用ジェル等

・清潔を保つ物品:タオル、清拭剤、保湿剤(病的な皮膚乾燥や皮膚病に
関しては、病院で処方される場合がございます)

訪問看護の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業所

所在地 北海道北斗市飯生1丁目13番29号

名 称 訪問看護ステーション ほくと

説明者氏名 八木橋 真吾 印

私は、契約書および本書面により、事業者から訪問看護についての重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意します。

利用者 住 所

氏 名 印

(代理人) 住 所

氏 名 印